



ひろば

日本の科学技術発展阻害の例を 秘密漏洩裁判に見る —愛知製鋼による告訴事件で無罪判決

松田正久

はじめに

2022年3月18日、不正競争防止法違反（営業機密開示）の罪に問われていた、本蔵義信及び菊池永喜両被告に対し、名古屋地裁（板津正道裁判長）は、無罪判決を言い渡した。これは、両被告が、2017年2月23日、上記の罪で2人の元勤務先であった愛知製鋼KKから刑事告訴され、愛知県警に逮捕された事件である。以来、5年の長期にわたって裁判が続けられ、上記の判決が出され、4月2日に判決が確定した。

私たちは、逮捕直後から被告の無罪を確信し、「本蔵さんを応援する会」を立ち上げ、彼らの裁判を支援してきた¹⁾。以下に、愛知製鋼「秘密漏洩事件」の概略を紹介し、大企業による事実無根の不当な告訴について述べ、このような大企業の横暴が、わが国、ひいては世界の科学・技術の発展に、大きな阻害要因になることを指摘したい。

1 本事件の概略

(1) 事件の発端

逮捕から遡ること4年前の2013年に開かれた打ち合わせ会議で、ホワイトボードに描いたものが、愛知製鋼の営業秘密を開示したとされ、2人は2017年に刑事告訴され、愛知県警により逮捕された。当時、本蔵氏は、次世代の磁気センサーであるGSR（Giga Spin Rotationの略）²⁾の原理特許を取得し、製品化に向けて開発を進めようとしている時で、まさに寝込みを襲われたごとき理由なき逮捕であった。この新発明によるGSRセンサーがMI（Magnetic Impedance）センサーの機密を盗用し、しかもホワイトボードの図にその

秘密が記載されているというのが、逮捕理由で、2017年3月15日、名古屋地検により刑事事件として起訴された。

(2) 第一次告訴の取り下げと第二次告訴

事件は、サーバーからのデータの持ち出し、治具の社外への送付等を理由に愛知製鋼が告訴したことによって始まったが、県警の捜査で、この告訴に多くの事実誤認があることから、本蔵氏は「不起訴」、菊池氏は「起訴猶予」となった（この起訴猶予も本来不起訴とすべきものであったことが公判を通して明らかになったと考えられる）。これで、本事件は一件着落のはずが、県警が押収した資料の中から見つけ出された前述の会議（2013年）メモやホワイトボードの写真をもとに、愛知製鋼から再び告発され、起訴された（第二次告訴）。かくして本来なら不起訴で決着済みの事件が、愛知県警、名古屋地検、愛知製鋼が一体となった「不正競争防止法違反罪」で、5年にわたる裁判を闘う事になった。

2人の逮捕直後から、「本蔵さんを応援する会」は、釈放を求める署名活動などを精力的に行い、4ヵ月後の同年6月に本蔵氏は保釈され、その後公判が始まり、2021年12月23日まで32回の公判が開かれた。

(3) 裁判の経過

裁判では、何が秘密漏洩かという、裁判そのものの論点をめぐるやり取りがあったと推測されるが、この間、本蔵氏が2014年の愛知製鋼退職後に立ち上げた会社（マグネデザインMD）は、創始者が逮捕され、存続の危機に立たされた³⁾。この間、彼らを支えたのは、家族であり、友人知人、会社の従業員をはじめとする応援であった。

著者連絡先：masahisa.matsuda@gmail.com

検察は、2017年6月27日の公判で、起訴事実を明らかにした。それは、MIセンサー素子量産に際してのアモルファス・ワイヤー整列工程を愛知製鋼の「機密」とするものであった。その後の公判では、ワイヤー整列工程が、ホワイトボードに記載されていたか、またワイヤー整列工程そのものが「機密」であったか否かをめぐって、本蔵・菊池両氏の弁護団と検察との攻防となった。

本蔵氏は、愛知製鋼勤務時に磁性部門の責任者として、デンタル磁石の発明や新しいネオジウム磁石の開発などにより山崎貞一賞⁴⁾を受賞している。MIセンサーの開発と市販化も本蔵氏の貢献が大であり、愛知製鋼の専務として勤務していたが、MIセンサーの高度化をめぐる経営陣との対立から、専務を退任し、MIセンサーからも手を引いた。

本蔵氏は、MD社で、新たな磁気センサーの開発に注力し、その研究の過程でMIセンサーとは全く異なるGSR原理を2015年に発見し、従来比で100倍も感度の良いGSRセンサーの開発に社運を賭け、研究に没頭した。その過程でGSR原理に基づく特許を多数取得した。

しかし、愛知製鋼は2018年、本蔵氏が取得した特許に対しても、特許無効の裁判を起こし、創造的発明の進展を妨害することを試みた。愛知製鋼は「GSR特許は愛知製鋼のMI特許の模倣」にすぎないと進歩性欠如を無効理由とする特許無効審判の請求をした（1次無効審判）が敗訴した。この時愛知製鋼は不服申立てもせず、2019年11月にこの愛知製鋼敗訴の第1次無効審判は確定し、改めてGSR原理特許が有効であることが確認された。ところが愛知製鋼は、GSR原理特許の「記載内容に不備があり特許は成立しない」と明確性要件違反等を理由に、再びGSR特許無効審判の請求をした（2次無効審判）が、2021年11月25日、特許庁の審決（特許裁判の判決）により、愛知製鋼は敗訴し、「理科系の素養を有する者にはおおよそあり得ない、常識外れの主張というほかなく」とか「技術常識や日本語の一般的な意味を無視し」とまで言及され、愛知製鋼の科学的知見と見識の無さが衆目の下に晒されることになった⁵⁾。愛知製鋼の主張は、悉く退けられたが、加えて愛

知製鋼は、「機密技術を盗まれた」ことを理由に、2020年本蔵氏とMD社に対し、15億円の損害賠償を求める民事裁判を東京地裁に起こし、同時に預貯金、財産の仮差押を行い、企業活動を妨害している。幸い、この間MD社は、本蔵氏をはじめ社員一同の製品開発にける努力もあり、持ちこたえているが、大企業のこのような理不尽な横暴に憤怒を禁じ得ない。

2 無罪判決の趣旨

冒頭記したように、判決は無罪であったが、その理由について簡単に述べておきたい。裁判では、被告人（本蔵氏及び菊池氏）尋問以外に、20人を超える証人尋問が行われた。これらの公判を踏まえ、我々は両氏の無罪を確信しつつも、刑事事件に関する99.9%の有罪判決を出す我が国の司法に対する不安もなかったと言えば嘘になる。しかし、裁判所は、事実に基づく弁護側の真摯な言い分を聴き、無罪判決を出した。

その判決骨子によれば、「説明した情報は愛知製鋼の工程と大きく異なる部分がある上、情報のうち検察官が主張する工程は抽象化、一般化されすぎており、本件打ち合わせで愛知製鋼の営業秘密を開示したとするのは無理がある」と指摘し、「営業秘密の三要件（秘密管理性、有用性、非公知性）のうち、非公知性の要件を満たすとはいえ



写真1 無罪判決（名古屋地裁前，2022年3月18日）

ない⁶⁾」として両氏に無罪を言い渡した。例えて言えば、蛍光灯は電流を流し、蛍光管を光らせる道具であり、LEDも電気を流して発光させるのだから、蛍光灯とLEDは同じ技術で、LEDの技術開示は蛍光灯の「営業秘密開示」に当たるとするがごとく抽象化・一般化され過ぎていると断じたのである。

3 大企業の社会的・公共的責任について

今回の事件の背景について考えてみたい。愛知製鋼(代表取締役社長 藤岡高広)はトヨタグループ主要8社(デンソー、アイシン、豊田自動織機、ジェイテクト、トヨタ紡織、トヨタ合成、愛知製鋼、豊田通商)のうちの1社で、資本金約250億円の1部上場企業である。

本蔵氏は、GSR原理の発見が、新しい磁気センサーの開発につながることを確信し、特許取得後の2016年に愛知製鋼に対し、共同開発を申し入れた。しかし、愛知製鋼は氏の申し入れを拒否し、同年、刑事告訴を行い、警察による逮捕と検察による起訴という経過をたどった。

愛知製鋼が、この申し入れを謙虚に受け止め、磁性に関する研究で愛知製鋼の業績に大きく貢献してきた本蔵氏の能力を正しく評価できる経営陣がいれば、この「でっち上げ事件」は起こらなかったし、愛知製鋼の次世代磁気センサーに対する対応は、広く社会から好感を持って称賛されたであろう。愛知製鋼は、企業としての発展の機会をみすみす逃し、その後5年間、両氏と彼らの家族を苦しめたのである。

このように大企業の経営者が、その経営判断を間違えれば、罪なき優秀な研究者・技術者を社会から抹殺することにも繋がる愚挙を行うことになるという典型例をこの事件から見るができる。愛知製鋼には、企業としての社会的責任がある。私企業といえども、公共的存在であることを、経営者が十分に自覚した行動をとらない場合、存在悪と言われてもしょうがない。

おわりに—我が国の科学・技術の国際競争力の低下と無罪判決の意義

無罪判決後の記者会見で、本蔵氏と菊池氏は、

この5年間に及んだ裁判を振り返り、事実・真実に基づく裁判を期待してきたこと的心情を率直に吐露し、「つらい時間だったが、水に流して、ストップしていた事業を前に進めたい」とその決意を述べた。「本蔵さんを応援する会」は、物理学科の同窓生や学生寮の先輩、同輩、後輩を中心に、知人、友人など多くの方々で組織し、本裁判を支援してきた。私は、両氏の逮捕が大きく報道された2017年2月の時点で、「これは何かの間違いだ。本蔵は、そんなことをする人間ではない。」と真っ先に思い、「このような不当逮捕がまかり通る日本であつたら、新しい技術開発に挑戦する人間は誰でも逮捕され、新発明の芽を摘まれてしまう」のではないかという大企業の横暴や権力に対する恐怖を感じた。「こんなことを許したら、我が国の技術開発に対する国際的評価は、更に地に墮ちる。何としても無罪を勝ち取り、科学・技術に対する研究者・技術者の不断の挑戦を守らねばならない」と考え、支援してきた。先に述べた民事裁判と特許審決の三審の結論はまだ出ていないが、これらについても、本蔵氏の勝利を確信し、応援していくこととしたい⁷⁾。

注および引用文献 (URL 最終閲覧: 2022年4月5日)

- 1) 本蔵義信さんを応援する会: <http://h-supporters.net/>
- 2) GSRの原理: Y. Honkura, S. Honkura, *J. Magnetism and Magnetic Materials*, **513**, 167240 (2020).
https://magnedesign.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2020/08/200815MDC-HP_GSR.pdf
- 3) 例えば、青木理: 「町工場 vs 公安警察」『世界』2022年3月号など参照。
- 4) 一般財団法人材料科学技術振興財団初代理事長山崎貞一氏を祈念した賞で、「科学技術および産業の発展に対する功績」等に対して贈られる。
- 5) 前掲1)、ホームページ掲載文書一部改文。なお、愛知製鋼は、特許無効審決で第一次・第二次とも主張が認められなかったが、2022年1月に知財高裁に審決の取り消し訴訟を起こした。
- 6) 判決では「秘密管理性、有用性」については、判断するまでもなく、3要件のうちの非公知性を満たしていないことで無罪は明確と断じたと解釈できる。
- 7) 前掲1) 参照。「愛知製鋼裁判 何が「営業秘密」なのか」『中日新聞』2022年3月24日。

(まつだ・まさひさ: 愛知教育大学名誉教授,
素粒子論)

2022年4月4日受付, 4月5日受理